

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

意 見 書

—被告準備書面（10）について—

2026年3月6日

東京地方裁判所第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

弁護士 関守 麻紀子

1 原告ら2025年12月22日付求釈明書について

（1）本件において、原告らは、本件任命拒否に関し、会員候補者のうち一部の者を任命しなかった根拠ないし理由がわかる一切の文書、杉田副長官ないし内閣官房職員が内閣府との間でやりとりをした文書等の開示を求めているところ、被告は、すでに開示した文書以外は、文書を作成、取得しておらず、保有していないと主張する。

しかし、文書を保有していないと主張するのであれば、被告は少なくとも、そもそも解釈上行政文書か否かの判断が分かれるようなものも含め一切の文書を作成も取得もしなかったのか、それとも何らかの文書があったが廃棄したのか、あるいは探索の対象、範囲、方法が不十分であるため文書の発見に至らなかったかなどの事情について、合理的に説明する必要がある。

公文書管理法により、本件任命拒否に関与した行政機関の職員は、行政の適正かつ効率的な運営と、国等の諸活動を現在及び将来の国民に説

明する責務を全うするために（同法1条）、「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」文書を作成する義務を負う（同法4条）。

したがって、本件任命拒否の核心的な問題に関して言えば、内閣総理大臣が歴史上初めて日本学術会議会員の任命を拒否するという重大な判断をした本件事案の性質、及び、菅内閣総理大臣（当時）がその会員選任方法の在り方に対する懸念を伝え、これを受けた杉田内閣官房副長官（当時）が6名を除いた99人を任命することを相談し、菅内閣総理大臣が相談内容を了承する旨の判断を行ったという、被告による事実経過の主張に照らし、本件任命拒否に関与した行政機関職員が、本件任命拒否の意思決定に至る過程やその根拠を記録した文書を作成しなかったとは到底考えられない。

被告の主張が合理的であるためには、菅内閣総理大臣や杉田内閣官房副長官をはじめ内閣府大臣官房や日本学術会議事務局職員の情報の伝達や意思決定がいかに行われたかについての具体的経緯と内容が、文書をもって具体的に明らかにされる必要がある。

また、文書の不存在を主張するとしても、総理の「直接判断」に至る具体的経緯の説明は必須であるし、文書は一度は作成されたのか、のちに廃棄されたために存在しないのか否かも明確にされる必要がある。さらに、必要十分な探索が行われたのか否かについても、誠実に明らかにされる必要がある。

原告らは折に触れて被告に対し、釈明を求めてきたが、被告からは適切な回答を得られず、事実が明らかにされなかったため、改めて、2025年12月22日付求釈明書により釈明を求めたものである。

(2) そして、裁判所は、被告に対し、特に「第13 文書の管理について」及び「第14 文書の探索について」のうち事実関係に関するもの

については、できる限り回答する方向で検討されたいと述べたが、これは被告に対し釈明権を行使したものと評価できる。また、その他の求釈明事項についても、公文書管理法が定める不開示情報に該当しない限り、できる限り回答する方向で検討するよう求めた。

2 被告の回答とその不誠実性

ところが、上記求釈明に対する回答として、被告は、令和8年2月27日付「準備書面（10）（原告らの求釈明等に対する回答）」を提出したものの、「本件訴訟の争点との関連性が必ずしも明らかではないものが多く含まれている」（同書面 p 4）、などと述べて、求釈明事項そのものが存在しないかのように一言も回答しないものが多い。また、回答した事項にあっても、ほとんどが従前の主張（回答）を繰り返すにすぎないものであり、従前の被告の主張における曖昧な点は依然として曖昧なままであり、従前被告が回答を避けてきた事項については、依然として回答がなされないままである。被告準備書面（10）は、求釈明に対する回答の体を成していない。

以下、被告の回答の問題性を何点か例示して述べる。

- (1) 原告ら求釈明書「第5 菅義偉氏が、内閣官房長官であった令和2年9月15日までに、杉田副長官に伝えていたという「懸念」について」及び「第6 菅義偉氏が、内閣総理大臣に就任した令和2年9月16日以降、加藤官房長官及び杉田副長官に改めて伝えたという「懸念」について」

上記のとおり、被告は、菅内閣総理大臣が、総理大臣の就任以前も就任後も、杉田官房副長官らに対し、会員選任方法の在り方についての懸念を伝え、これを受けて杉田官房副長官が6名を外して99名を任命することを相談し、菅内閣総理大臣（当時）はこれを了承するこ

とを直接判断した、と主張する。菅内閣総理大臣による懸念の伝達は、本件任命拒否に至る過程の端緒ともいえる重要な過程であり、懸念の伝達に係る文書の作成の有無は極めて重要な事項である。

しかし、被告は、これらに関する求釈明に対しては、ことさらに無視して、全く言及しない。

なお、求釈明書「第4 令和2年改選において「任命権者と日本学術会議会長との間の「意見交換」があったのか」についても、同様である。大臣が国会で答弁した重要な事実の存否についての質問を、その質問自体なかったかのような応訴態度は許されない。

(2) 同「第13 文書の管理について」

被告の、内閣官房副長官の作成・取得文書は、内閣府に共有された場合には内閣官房の行政文書ファイルに記載する必要はない、との主張に関し、原告らは「2020年度の内閣官房の各行政文書ファイル管理簿において上記の記載がないことを、当該管理簿の提出をもって明らかにされたい。」と求めた（本求釈明書第13「3 行政文書ファイル、ファイル管理簿」）。

ところが、これに対する被告の回答は、「日本学術会議事務局には、甲A第63号証ないし甲A第65号証が存在する。」（被告準備書面（10）p12）というものであり、そもそも質問に対する回答になっていない。

(3) 同「第14 文書の探索について」

原告らは、従前の被告の主張、とりわけ被告準備書面（8）の主張では明らかにされていない事項、例えば、① 探索を実施するにあたり、菅義偉氏及び杉田和博氏に作成、取得の有無を確認したか、② 政府内での説明に加わった職員を特定して探索を実施したか、③ 被告主張の「共有フォルダ」とは何を指すのか、「共有フォルダ」以外のフ

フォルダを検索したのか、④保存期間が1年未満となる文書も探索の対象としたか等、について釈明を求めた。

しかし被告は、「探索の方法については、被告準備書面（８）（２３ないし２９ページ）で既に述べたとおりであり、探索の対象については、被告準備書面（６）（１５ページ）及び被告準備書面（８）（２３ないし２７ページ）で述べたとおりである。」と回答するのみであり、これらの釈明事項に対しても一切回答しないのである。

3 最後に

以上は被告の回答の問題点のごく一部を示したにすぎず、被告の準備書面（１０）は、およそ求釈明に対する回答としての体を成さないものである。

原告らは、被告からの回答のないことを前提に今後の主張、立証をせざるを得ないが、被告のかかる応訴態度が極めて不誠実であり、公文書を作成し、保存・管理し、国民に開示する義務を負う行政機関としての責務を放棄するものといわざるを得ないものであることを指摘しておく。

以 上